

労働基準法 (1947年4月7日公布)

①

(労働条件の原則)

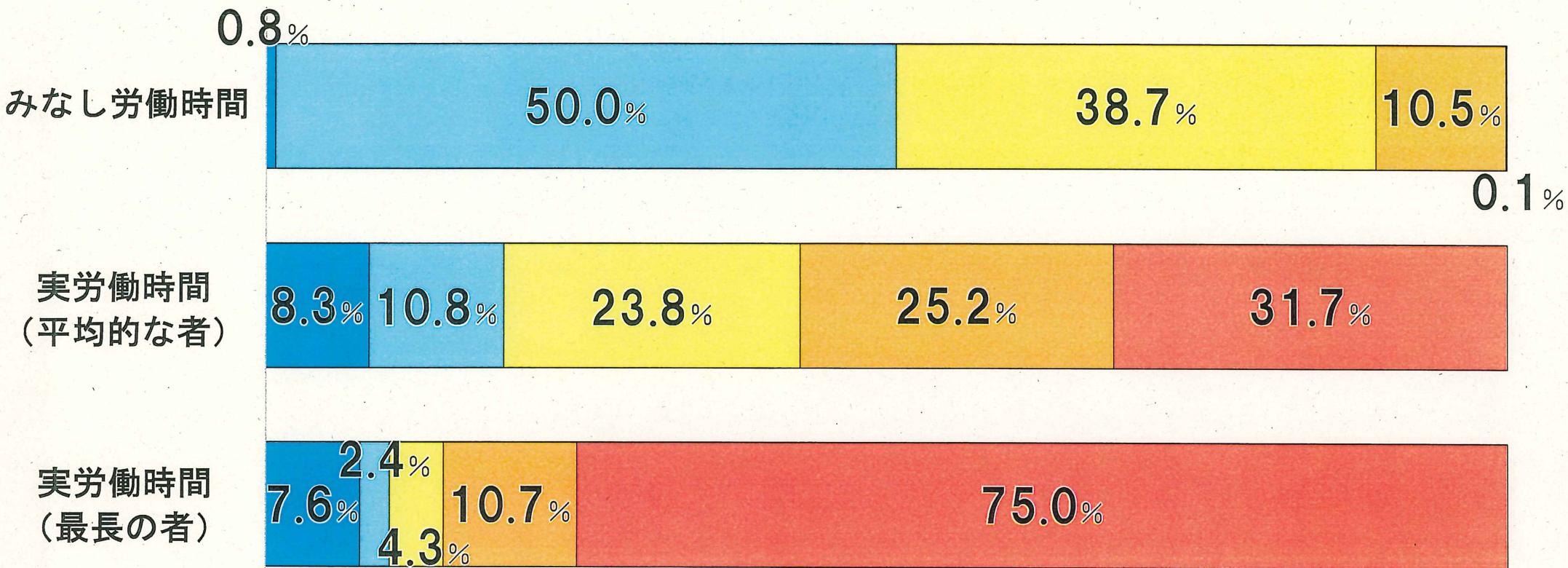
第一条 労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない。

2 この法律で定める労働条件の基準は最低のものであるから、労働関係の当事者は、この基準を理由として労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上を図るように努めなければならない。

⋮

企画業務型裁量労働制の 1日のみなし労働時間・実労働時間

■ 7時間以下 ■ 7時間超～8時間以下 ■ 8時間超～9時間以下 ■ 9時間超～10時間以下 ■ 10時間超



出典：厚生労働省労働基準局「平成 25 年度労働時間等総合実態調査結果」（2013 年 10 月）をもとに高橋千鶴子事務所作成

企画業務型裁量労働制の適用を 受けていることの満足度



裁量労働制の適用に不満な点 トップ5

(複数回答可)

労働時間(在社時間)が長い

45.1%

業務量が過大

40.0%

給与が低い

31.1%

人事評価が不透明

27.2%

みなし時間の設定が不適切

25.5%

(注)いずれのグラフも厚生労働省抽出分(厚生労働省が無作為に抽出した企画業務型裁量労働制導入2,255事業場で働く、一事業場当たり2人の企画業務型裁量労働制適用の常用正社員)。

出典:労働政策研究・研修機構「裁量労働制等の労働時間制度に関する調査結果 労働者調査結果」(2014年5月)をもとに高橋千鶴子事務所作成

時間外労働時間の限度時間が適用されない場合

④

<現行法>

1. 労働基準法の労働時間等に関する規定の適用除外

- 管理監督者、機密事務
- 農業・水産業
- 監視業務、断続的な業務

2. 災害その他避けることのできない場合

3. 時間外労働の限度基準（大臣告示）の適用除外

- 建設事業
- 自動車運転の業務
- 新技術・新商品等の研究開発の業務
- 労働基準局長が指定する事業・業務（年間上限は適用）
 - ・鹿児島県・沖縄県での砂糖製造業
 - ・船舶の改造・修繕の業務
 - ・郵便事業の年末・年始における業務
 - ・原発定期検査等の業務
 - ・ガス製造設備の工事業務

<政府法案要綱>

現行法に同じ

現行法に同じ

時間外労働の上限規制を適用しない業務

○建設事業

（5年猶予、その後一般則を適用）

○自動車運転の業務

（5年猶予、その後年960時間の上限）

○新技術・新商品等の研究開発の業務

（現行法に同じ）

○鹿児島県・沖縄県での砂糖製造業

（3年は月上限を猶予、その後一般則を適用）

+

○医師

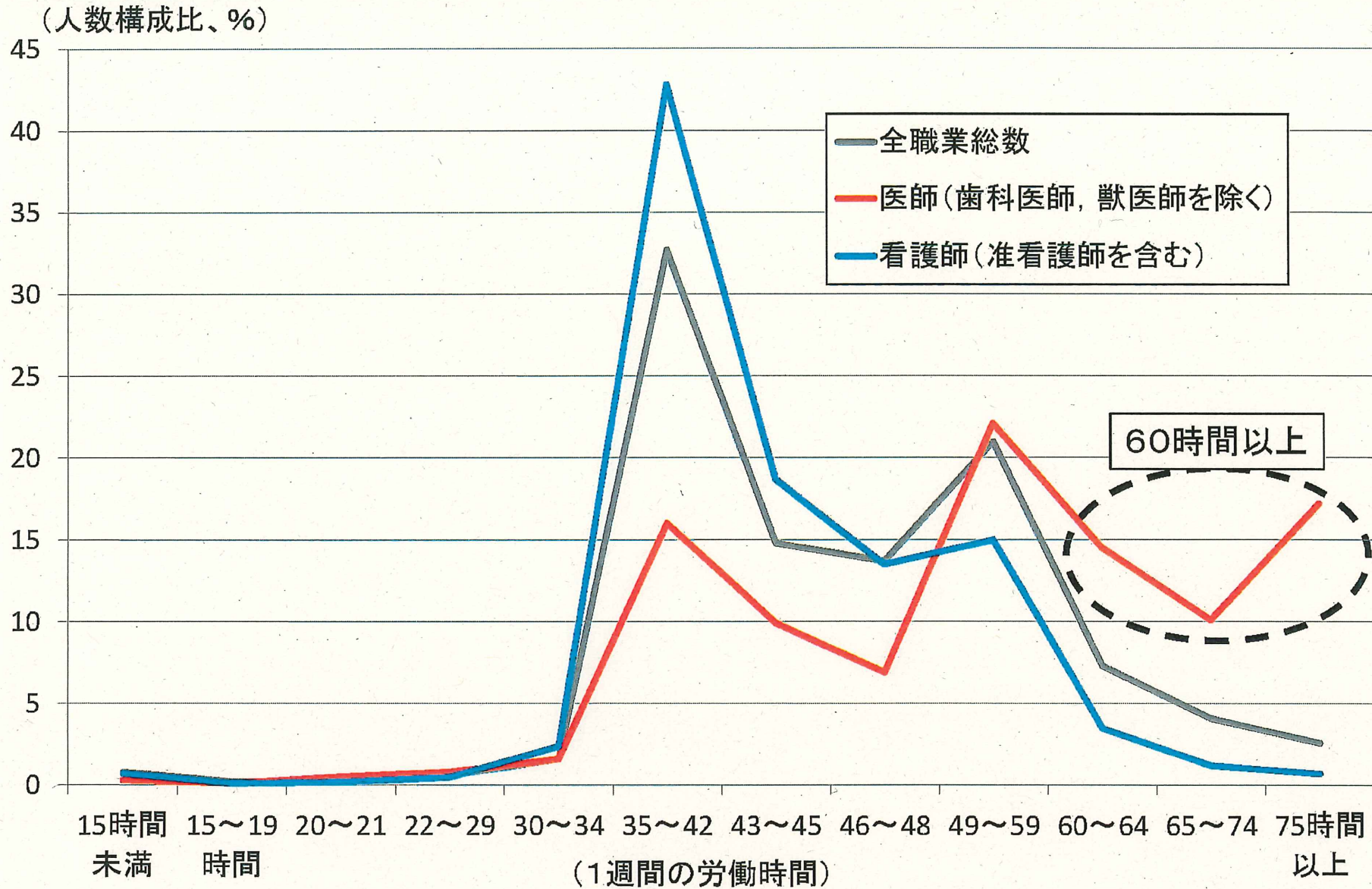
（5年猶予、その後の上限は今後検討）

適用

出典：厚生労働省資料をもとに高橋千鶴子事務所作成

2018年2月20日 衆議院予算委員会 日本共産党 高橋千鶴子 提出資料（パネル）

医師等の1週間の労働時間の分布



出典：第一回 医師の働き方に関する検討会（2017年8月2日）資料

(出典)総務省・平成24年就業構造基本調査
(年間就業日数200日以上、正規職員)

(参考) 医療機関における36協定の実例

○A病院

従業員規模	時間外労働をさせる必要のある 具体的事由	延長時間の限度 (通常)	延長時間の限度 (特別条項)	
700人程度	<ul style="list-style-type: none"> ・医療業務及び付帯業務において必要やむを得ないとき ・期日を限定された業務を処理するとき 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・1か月45時間 ・1年360時間 	時間数	<ul style="list-style-type: none"> ・1か月150時間(年6回まで) ・1年1,000時間
			事由	・医療業務及び付帯業務等が著しく集中した場合
			手続	・労働組合との協議または通知

○B病院

従業員規模	時間外労働をさせる必要のある 具体的事由	延長時間の限度 (通常)	延長時間の限度 (特別条項)	
1,100人程度	<ul style="list-style-type: none"> ・突発事故、分娩、様態急変等、緊急を要する手術及び処置等、やむを得ず医療業務を行う必要がある場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・1か月45時間 ・1年360時間 	時間数	<ul style="list-style-type: none"> ・1か月150時間(年6回まで) ・1年990時間
			事由	・感染症の大流行等により救急患者が急増した場合や重篤患者が集中した場合
			手続	・労使の協議

○C病院

従業員規模	時間外労働をさせる必要のある 具体的事由	延長時間の限度 (通常)	延長時間の限度 (特別条項)	
1,300人程度	<ul style="list-style-type: none"> ・手術、分娩、救急患者、重症患者の診療等のため 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・1か月45時間 ・1年360時間 	時間数	<ul style="list-style-type: none"> ・1か月200時間(年6回まで) ・1年1,470時間
			事由	・通常の患者数を大幅に超える受診・診療が集中したとき
			手続	・労使の協議

日赤医療センター「残業200時間」

労使協定「過労死ライン」の2倍

日赤医療センター（東京都渋谷区）が医師の残業時間を「過労死ライン」の2倍に当たる月200時間まで容認する労使協定（36協定）を結んでいることが18日、明らかになった。医師20人は2015年9月から

の1年間で月200時間の上限を超えて残業。渋谷労働基準監督署は昨年3月、センターに協定を順守するよう是正勧告した。

政府は次期通常国会に、残業時間を罰則付きで規制する法案を提出する方針だ

が、医師への適用は5年間猶予される。適用の前倒しを巡る議論も必要となりそうだ。

労災の過労死が認められる目安は月100時間の残業とされているが、現行では労使間合意があれば残業時間の上限に制限はない。

日赤医療センターは日本初の赤十字病院で常勤医師約260人、約700床の大型総合病院。月200時間の上限を過重と認め、協定を厚直すとしている。

労使協定では、特段の事情が発生した場合に限る時間外労働を「1カ月200時間（年6回まで）、年間2000時間」まで延長できると規定。ただ、センターによると、200時間超えも頻繁に発生し、15年9月からの1年間で4回超えた医師が2人、2回が3人、1回が15人いた。